

少額領収書等の写しの開示制度について

1 少額領収書等の写しの開示制度の概要

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）について、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会（以下「総務大臣等」という。）に対し開示請求をすることができることとされている。

(1) 開示請求から開示決定までの基本的な流れについて

① 開示請求書の提出

開示請求する者は、総務大臣等に対し開示請求書を提出する。

開示請求書には、開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を記載する。

開示請求は、開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、光熱水費等総務省令で定める項目を区分としなければならない。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣等は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があつた日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令しなければならない。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があつた日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣等に提出しなければならない。ただし、選挙期間にかかる場合や、大量に請求された場合など、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができる。

なお、1件1万円以下の支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知する。

また、国会議員関係政治団体が提出命令に違反して少額領収書等の写しを提出しないときは、総務大臣等は、その旨を開示請求者に通知するとともに、当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものと

する。

④ 開示決定

総務大臣等は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則 30 日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示しなければならない。

ただし、大量請求等事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定を 30 日以内に限り延長することができる。

また、著しく大量な請求で、少額領収書等の写しの提出があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定することができない場合は、開示請求のうち相当な部分についてのみ、少額領収書等の写しの提出があった日から 60 日以内に開示決定をして、残りについては、相当の期間内に開示決定をすることができる。

(2) 開示に係る手数料について

① 開示請求に係る手数料の額

一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき 300 円

② 開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額

○ 閲覧

少額領収書等の写し 100 枚までごとにつき 100 円

○ 写しの交付

下表のとおり

交付方法	手数料の額
少額領収書等の写しを複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円
少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーに複写したものの交付	少額領収書等の写し1枚につき10円 + フロッピー1枚につき50円
少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-ROMに複写したものの交付	少額領収書等の写し1枚につき10円 + CD-ROM1枚につき100円
少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD再生専用ディスクに複写したものの交付	少額領収書等の写し1枚につき10円 + DVD再生専用ディスク1枚につき120円

(ただし、開示の実施に係る手数料の額については、300 円に達するまでは無料、300 円を超えたときは、当該費用から 300 円を減じた額)

(3) 開示される情報

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報が記録されている部分を除き、開示する。

2 少額領収書等の写しの開示請求に係る具体的な指針の策定

少額領収書等の写しの開示制度については、国会議員関係政治団体のすべての支出(人件費を除く)の領収書等を公開するという考え方により、政治資金規正法において設けられた制度であり、国会議員関係政治団体から収支報告書と併せて提出されない少額領収書等についても、情報公開法に準じ原則公開とし、権利濫用や公序良俗に反する請求は制限されるものとされている。

少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針(以下「具体的な指針」という。)については、政治資金規正法第19条の30第1項第6号の規定により、政治資金適正化委員会において定めることとされている。

この具体的な指針の検討に当たっては、以下の論点を検討する必要がある。

<論点>

(1) 「権利の濫用」、「公の秩序又は善良の風俗」の意義・用例

「権利の濫用」、「公の秩序又は善良の風俗」の意義や、他法令における用例などを参考にする。

(2) 情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度

情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度について、どのような制度間の差異があるかについて検討する。

(3) 情報公開制度における権利の濫用

情報公開制度における権利の濫用にはどのようなものがあるかを参考にする。

平成 19 年 12 月 20 日 参議院
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

○西島英利君 公開基準につきましてもいろんな議論があったというふうに聞いております。一万円以下の領収書の公開について、これも大変な議論があったわけでございますけれども、その取扱いがいろんな経過の中でかなり変更になってきた、そして、こういう法案になったということでございますが、それに対しての何かお考えがあればお教えいただきたいと思っております。

○衆議院議員（大口善徳君） 一万円以下の領収書の公開につきまして取扱いが変更されたわけでございますけれども、これにつきましては、とにかく公開はしっかりやっつけていこうと、すべての支出について公開していこうと、これはもう大原則でございます。もう一つは、例えばすべての、支出すべてについて例えば総務省とか選管にその領収書の写しをお出しするという場合、やはり非常にいろんな面での人的、物的なコストが掛かると。

そこで、まず、どこで線を引くかということです。まずは一万円超につきましては、とにかくこれは選管あるいは総務省に届出をします。で、その領収書の写し、これもすべて届け出ると。そして、情報公開につきましては情報公開法に基づいてあるいは情報公開条例に基づいてきちっと公開をします、こういうことをやる。そして、一万円以下につきましては、これも原則すべて公開にします。ただし保管は、これは各政治団体に保管をしていただく。そして、総務省あるいは選管に何人もそれを請求することができるということで、原則公開、そして権利濫用とか公序良俗というようなことが、という場合にだけそれが制限されると。では、その何といいますか指針は、基準は、この政治資金適正化委員会においてきちっとこれは指針を作ると。

こういうことございまして、一万円超と一万円以下のこれ区別というのは、やはり行政コストという観点でこれは一番大きかったということでもありますけれども、ただ一万円以下につきましても情報公開法に準じてきちっとやらせていただくと、こういうことございまして。

○荒木清寛君 詳細な答弁ありがとうございました。

それでは次に、領収書の公開基準につきましてお尋ねいたします。

今も答弁にありましたように、一万円超と一万円以下で分けたわけですね。特に若干危惧しますのは、一万円以下については政治団体自らが保管をし、請求があれば原則公開をする、これはいいんでありますけれども、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当すると認められるときはこの請求を、公開を拒否していいと、こういう規定になっているわけでもありますね。これが本当に厳格に運用されればいいんでありますけれども、こういう抽象的な状況でありますので、これが非常に弾力的に運用されますと、正に骨抜きになるという可能性があります。

そこで、委員長、提案者にお尋ねしたいのは、どういう場合がこういう例外的なケースになるのか、また、そういうこともそもそも法律できちんと決めておいて明確性を担保するという方法はなかったのか、この点についてお尋ねいたします。

○衆議院議員（石田真敏君） 委員の御懸念もよく分かるわけでございますけれども、我々の議論では、原則は公開であるということでございます。

その中にも、しかし、公開できない場合があるのではないかということの中でこういう文言を入れさせていただいたわけで、この具体的な指針については政治資金適正化委員会において今後議論されるということをごさいます、それは中立的な機関であるその委員会で、この公開原則という趣旨を踏まえてその具体的な指針を策定いただくことが適切ではないかという結論になったということによろしく御理解いただきたいと思ひます。

○荒木清寛君　そうしますと、総務大臣にお尋ねいたしますが、この政治資金適正化委員会でのガイドラインの策定の在り方というのも非常に重要になると思ひます。これから審議するわけですから、第三者で審議されますので、何も決まっていないう、もちろん決まっていないうわけでありませうけれども、今のそうした原則公開の原則を骨抜きにしないためにどういふ姿勢でこのガイドラインの策定、その他に臨んでいかれるのか、これは適正化委員会を管轄をする大臣にお尋ねします。

○国務大臣（増田寛也君）　お答え申し上げますが、今先生の方からもお話ございましたとおり、この六党間の協議におきまして、すべての支出を公開すると、この原則の下で今回の措置が講じられていると、こういうことをごさいますので、当然、この委員会が設置され具体的な指針についての検討が進められる、そういう際には、この法改正の趣旨ですとか今私が申し上げました経緯ですね、そういう全部公開するといふことの経緯も踏まえて、この委員会の中でそれぞれの委員に御検討いただくことになると、こういうことをごさいます。

したがって、今議員の方からも御懸念の点もお話ございましたけれども、そうしたことのないような、そういったガイドラインをこちらの方でお示しをいただくと、そういうことにならうかと思ひます。

○又市征治君　最後にいたしますが、改正案では一件一万円以下の領収書の開示について、権利の濫用あるいは公序良俗に反する場合は例外と、こういうふうにされております。しかし、この例外規定が独り歩きをして、この例外、つまり非公開の範囲が拡大することは法の趣旨にかなうものではないんだらうと、このように思ふわけでした、例外規定については具体的な例示を行って限定列挙にして、原則公開の姿勢を、むしろ総務大臣の立場からいふならばこれは貫くべきじゃないのか、このように私は思ひますが、これは少し具体的にお答えになれるんじゃないでしょうか。

○国務大臣（増田寛也君）　お答えを申し上げます。

今の御指摘いただきました点、今回設けられる政治資金適正化委員会の中で委員の皆さん方に御議論いただくということになりますので、その先生方にきちんと考えていただくといふことだといふふうにも思ふわけですが、しかし、今回の法改正の趣旨、それからこの場におきませう議論、国会におきまして、御議論、それから経緯ですね、六党間で原則公開をすると、こういう経緯もございました。そうしたことをきちんと、その委員となられる方、これは国会の方から御指名いただくわけですが、その皆様方にお伝えをすると、そしてその中で十分御議論をいただくと、こういうことを考えているところでございます。

○又市征治君　短い時間でありませうが、是非、総務省の側はこの法改正の趣旨を、今大臣からもありませうが、しっかり踏まえて適正に執行いただくように要請をして、終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。